

高 昇 孝 著

## 『現代朝鮮の農業政策』

ミネルヴァ書房 1971年 233ページ

## I

まず本書の概要を紹介しよう。全体は四つの章と六つの資料からなっている。

第一章 北朝鮮における土地改革では、土地改革の背景として、解放前の農業からはじめている。日本帝国主義による土地の略奪、「土地調査事業」等による「封建的土地所有関係」の維持・温存、その後における少数の日本人および朝鮮人地主への土地の集中と多数農民の土地喪失、小作農化と経営の零細性、小作農に対する高率小作料をはじめとする各種の苛酷な搾取、自作農の没落等が生じた反面、農業における資本主義的経営がほとんど発展しなかったことがのべられる。また、小作制度だけでなく、租税制度、金融・信用制度、流通機構等を通じての、日本帝国主義の朝鮮農民に対する搾取、強奪、収奪、そのなかでの階級分化、農業生産力の停滞、技術のたちおくれ、農業生産構造の植民地的性格が指摘される。

以上の状態は、日本帝国主義からの解放後、独立国家建設に際し、「反帝・反封建民主改革」の重要な課題の一つとして、土地改革を提起したこと、「土地は働く農民へ」という基本方針にそい、1946年3月「土地改革法令」が公布され、「無償没収・無償分配」の原則にもとづく、徹底した土地改革が実施されたこと、土地改革に際しての労働党の階級政策と激しい階級闘争および左右の偏向とその克服がのべられ、他の社会主義諸国の土地改革と比較しての特徴点が指摘される。

この土地改革によって、北朝鮮では「封建的土地所有関係」にかわって「勤労農民的土地所有」（土地の売買、抵当、賃貸禁止）と「国家的土地所有制度」が樹立され、農業生産関係が根本的に変化したこと、富農、貧農、雇農といった農村の階級構成が変化したこと、農業現物税の新設などがのべられる。

第二章 農村の社会主義的改造では、まず農民をあらゆる搾取・抑圧から解放し、農業生産力を「私的所有」の枠から解放するため、また、社会主義工業の急速な発展との関係から、「土地の共同耕作」の必要性が説かれ、

個人農経営を社会主義的に改造するための物質的、精神的前提条件がどのように形成され、農業協同化を実施するようになったかをのべる。

農業協同化の実施に際し、朝鮮労働党は「自発性の原則」とレーニンの階級政策、「漸次性の原則」等を、北朝鮮の具体的条件に合わせてながら厳格に適用し、協同化を成功に導いたこと、また、生産手段の統合、出資金制度、協同組合の規模、階級的思想教育や財政的支援の問題に関しても、労働党の政策や方針がどのように適用されたかを、他の社会主義国との比較も行ないながら、明らかにしている。

つぎに、農業協同化運動の展開にはいり、1953年8月の実質的な開始から1958年8月の完成に至るまでの過程を、経験的段階、大衆的發展段階、最終的完成段階の3段階に区分し、それぞれの段階で提起された課題とそれに対する党や政府の政策、あるいは、各段階で現われた指導者農民の両面に現われる欠陥とその克服について述べている。

この朝鮮における農業協同化運動の特徴として、(1)生産力と技術の発展水準がひくく、国が分断された条件のもとで、社会主義的工業化と農業の技術的改造に先行して行なわれたこと、(2)協同化が急速なテンポで展開されただけでなく、初期から高度の形態の組合が圧倒的な優位をしめたことの二つをあげ、なぜこうした特徴が現われたかを解明する。協同化の完成にひきつづき、「里」を単位とする組合に統合されたが、それは強化された農業の物質的、技術的土台の要求であったことが示され、統合によって単に規模が拡大されて生産力発展の道を開いただけでなく、農業協同経営の性格と上部構造の機能に重要な変化をもたらしたことが具体的にのべられ、農業協同経営がより高い形態に達したことを指摘するとともに、つづいて翌1959年1月に開かれた「全国農業協同組合大会」で採択された協同組合の「基準規約」によって土地をはじめとする基本的な生産手段がすべて社会主義的共同所有になったとし、これは画期的意義をもつものとして述べている。

第三章 社会主義農村建設の理論と実際においては、農業の協同化は都市と農村の差異、都市に対する農村の立ちおくれを一掃する広範な可能性を与えたものであること、社会主義のもとでの農村問題の中心課題は、この可能性を実現していくことにあることを指摘する。金日成「わが国の社会主義農村問題にかんするテーゼ」は、この農村問題解決のための三つの基本原則：(1)農村で技

術、文化、思想の革命を徹底的に遂行すること、(2)農民に対する労働者階級の指導、農業に対する工業の援助、農村に対する都市の支援の強化、(3)農業の指導と管理を工業の企業管理の水準に引上げ、全人民的所有と協同的所有との結びつきをつよめ、協同的所有を全人民的所有に接近させることという三つの原則を明らかにし、さらに、「社会主義のもとでの都市と農村の差異を、技術、文化、思想、経済管理、所有関係の全分野にわたって包括的にあきらかにした基礎のうえに、そうした差異を一掃するための手段と方法を全面的に定式化したもの」(87ページ)であるとのべ、このテーゼのもつ意味を、各項目にわたってわかりやすく説きつつ、1960年代を中心とした、北朝鮮の農業の具体的な条件、それへのテーゼの適用とそれによって達成されつつある成果が展開されている。

これらの点に関して、ここで詳しく紹介することは困難であるが、たとえば、農村における革命の中心課題は何であり、三つの革命といわれるものは相互にどのような関連があるのか？ 農村に対する都市の支援はなぜ必要であり、どのように行なわれるのか？ 協同的所有を全人民的所有に移行させる道はどのようなものであり、北朝鮮ではどのように実行されているのか？ その中で「郡協同農場経営委員会」というのはどういう役割を果たしているのか？「農業の企業的管理」とはどういうもので、なぜそれを導入したのか？ 社会主義農村建設における地域的拠点とはなんのこたなのか、その規模や機能はどうなっているのか？ といった疑問に、わかりやすく答えてくれることになっている。

第四章 新6カ年計画と農業発展の展望では、まず、1961年からはじまった7カ年計画（実際には3年延長され10年となった）によって「社会主義的工業化の歴史的課題が実現され、朝鮮が工業・農業国から社会主義工業国に転化した」(180ページ)とのべ、工業生産額、工業内部の構成と自立性の強化および農業部門における技術革命、生産力の上昇、農民生活の向上など、1960年代の成果が簡潔に要約される。

このうえにたって、新6カ年計画の農業発展が展望されるが、新計画の主要課題である「重労働と軽労働の差をなくし、工業労働と農業労働の差異をちぢめ、婦人を家事から解放する」(195ページ)という3大技術革命について、また重工業、軽工業に課された課題と発展計画にもふれながら、農業部門の中心課題としての技術革命と農産、畜産、果樹、養蚕等の各部門にわたる発展計画と、

それによって実現されるであろう人民生活の向上などが具体的に語られており、農村での8時間労働制への移行も現実の目標となっていることをのべている。

最後に、巻末に収録された六つの資料は、土地改革から、農業現物税制の完全廃止(1966年)にいたるまで、北朝鮮の農業において、いずれも重要な意味をもったものであり、北朝鮮の農業を知るうえで、欠くことのできないものである。

## II

以上で、本書の概要を紹介したが、この本を通読してまず感ずることは、日本の植民地支配の時代から、社会主義工業国といわれる今日まで、長い期間にわたって、複雑な農業問題を、限られたスペースの中で手際よくまとめられていることである。

表題では「現代朝鮮の農業政策」となっているが、すでにのべてきた通り、単に政策が展開されるというのではなく、それぞれの政策を要請した農業の現実的背景の分析、その現実への政策の適用とその成果がのべられており、朝鮮民主主義人民共和国の農業を全般にわたって知ることができる。

また土地改革、農業の協同化と農業協同組合の規模の拡大、社会主義下における農村問題の解決等それぞれの重要な問題について、単に北朝鮮のことが述べられるだけでなく、ソ連や中国あるいは東欧の社会主義国との比較が随所でなされ、北朝鮮における農村問題解決の特徴やそのすぐれた点が明確にうきぼりにされていることも本書のすぐれた点である。

さらに、難解な言葉もなく、各節が短かめに区切られていて読みやすい。

日本において、北朝鮮の農業が注目されるようになってから久しく、この間、本書であつかっているいくつかの個別の問題に関しては、すぐれた論文も発表されているが、本書のように、解放前から今日までの農業をまとめて扱っているのは、筆者の知る限り本書が最初のものであり、上述のいくつかのすぐれた点とともに著者の多年の研究の蓄積によって、はじめてなされたことであろう。

以上のように全体としてすぐれた書であることを前提としながら、筆者の気づいたいくつかの問題をのべておきたい。

まず、解放前の農業に関する部分で、日本人および朝鮮人の少数の地主が多く土地を所有した反面、大多数

の農民は、ごくわずかの土地しかもたないか、あるいは土地を全然もつことができない小作農が多かったこと、これら農民の経営規模が全般的に零細であったことの2点をあげて「封建的土地所有関係」が支配していたとし、こうした土地所有関係にもとづいて、高率小作料をはじめとする各種の搾取が行なわれたとのべている。しかし、一方に少数の大地主がおり、他方に多数の零細小作農がいたということだけでは、5割からときには9割にも達した高率小作料がなぜ存続したのかということをも十分に説明することはできない。したがって、このような高率小作料を強制したものは何であったのか、換言すれば、地主・小作間における経済的強制を、著者はどのようにみているのかという点までふれてほしかったと思う。これは、北朝鮮の土地改革をどのように位置づけるかという問題と関連してくるからである。

2番目に、土地改革に関して、著者は一方で「北朝鮮においても、貧農や中農はもちろん、富農も、帝国主義と封建的地主の搾取と抑圧から解放されるという点で、反帝・反封建民主主義革命の課題である土地改革の実施に一定の利害関係をもっていた。この点では、土地改革に対する農民各層の利害関係は、富農をふくめて基本的に一致していた」（24～25ページ）とのべているが、他方、土地改革によって「地主的土地所有が一掃されたばかりでなく、半地主的性格を濃厚におびていた富農も大きな打撃をうけ、しかもその発展の可能性が最大限におさえられた」（29ページおよび35ページ）とのべている。このため、土地改革において、富農も貧農や中農と利害関係が基本的に一致していたということは、何をさしているのかという疑問が生ずる。特に、「封建的地主の搾取と抑圧」と富農の関係を具体的に指摘されれば、著者の意図するところが明りょうになったのではないと思われる。

第3に、北朝鮮における土地改革の特徴として、(1)「無償没収・無償分配」の原則、(2)短期間内での遂行、(3)土地の再集中と小作制度復活の可能性の完全排除、(4)農村における資本主義的要素の発展に厳格な制限を加えたことなどをあげ、このような特徴を規定した社会経済的条件として、(1)ブルジョア的土地改革が行なわれていなかった、(2)土地が少数の地主に集中していた反面、農民の経営規模が全般的に零細であった、(3)資本主義的農業経営はほとんど発展していなかった、(4)富農経営も発展が極度に抑えられたこと等をあげているが、この両者がどのように関連するのかが明確でないように思われる。著者

はまた、上記の社会経済的条件について「こうした事情は、土地改革における土地国有化の規模、個人所有土地の限度、土地所有権の行使にたいする制限などに影響をおよぼさないわけにはいかなかった」（31ページ）とのべているが、土地所有権の行使にたいする制限や、農村における資本主義的要素の発展に対する制限などは、土地改革以前の社会経済的条件に規定されるというよりは、むしろ、その後どのような農業政策——たとえば協同化など——が予定されていたかという点からより強く規定されたのではないだろうか。

また、土地改革の特徴を規定したもう一つの重要な要因として階級の力関係があげられているが、ここでは、その一つとしてソ連軍の進駐下にあったことも無視できないと思われる。

第4に、農業協同組合に関して「初期に組織された小規模の協同組合（平均農家戸数で18戸、耕地面積で29町歩）でさえ、個人経営よりもはるかにすぐれていることが立証された。1954年当時、農業協同組合は個人経営よりも、穀物の単位当り収穫において10～15%、現金収入において2～7倍も多かったという事実は、このことをしめしている」（58ページ）とのべているが、この記述は、個人農経営と協同経営の競争条件を無視して、結果だけを比較しているという印象を与えるように思われる。というのは、著者ものべているように、協同組合に対しては、党や国家の政治、組織的指導があっただけでなく、物質的、財政的援助も多く行なわれたのであり、それは当時の個人経営に対する指導や援助を上まわっていたであろうから、協同組合がよい成績を上げたとしても当然であり、それを直ちに協同経営の優越性だけに帰すことはできないという議論がなりたつからである。したがって、ここでは、協同経営を組織することにより、膨大な数の個人経営を対象としては実施しえない指導や援助を、協同経営ならば効果的に行なうことができるようになるということが重要であり、その結果収入も多くなったというほうが、説得力がある。

第5に、農業協同化運動の特徴に関して、協同化が急速なテンポですすみ、かつ第3形態というすんだ形態の組合が圧倒的に優位を占めたことは、「農業協同化運動が土地の私的所有を土台にして組織されたという事情を考慮するとき、きわめて注目すべき特徴だといわなければならない」（69～70ページ）とのべているが、著者が土地改革の章であきらかにしているように、農民に分配された土地は売買、抵当、貸貸が厳禁され、土地の利

用権だけが与えられたものであり(土地改革法令第1条)、農民が耕作できなくなった土地は、国家の管理下に移されることになっていた。分配地以外の土地に関してもほぼ同様であったから、こうした土地制度を何ら限定することなく「土地の私的所有」とすると、たとえば、非常に内容の異なった現在の日本などの土地の私的所有と区別できないことになる。この点、内容にみあった限定が必要であろうし、同じ「土地の私的所有」という言葉が使われても、北朝鮮における上記のような日本などと異なった内容こそ、協同化の急速な発展と深い関連をもっていたといわなければならない。

第6に、「分組管理制」導入に関する問題で、著者は、1960年から実施されるようになった「作業班優待制」はすぐれた制度であったが、「農村における技術、文化、思想革命の進展にともない、農業の物質的、技術的上台が強化され、農民の思想・意識水準がたかまり、作業班内部の分業と協業が発展するにつれて、それは農業生産力の発展の要求に適応しえなくなり」(155ページ)、そのため、(1)分組の土地その他の生産手段に対する責任所在と限界が不明確なもので、それらを効果的に利用できない、(2)作業班内部の労働力の流動から生ずる労働力の浪費をなくすことができない、(3)作業班に対する協同農場の幹部や作業班長の統制がゆきとどかず、作業班員の労働力支出を正確に評価することが困難、(4)作業班員の一部でもっぱら稼働労働日をふやすことに関心を払う傾向が現われたなどの否定的な面が現われるようになり、こうした問題を解決するため「作業班優待制」と結びつけて、1966年以降「分組管理制」が実施されたとのべている。

問題は、先に引用したような、農業の物質的、技術的上台の強化、農民の思想・意識水準のたかまり、あるいは分業と協業の発展ということと、後者の否定的な面とがどのように結びつくかということである。この点の関連づけが不十分のようであり、先の引用に指摘されているような事実は、むしろ後者の否定的な面というものを、ますます克服し、問題ではなくしていくことのように考えられることであるだけに、理解しにくいところである。

最後に、「作業班優待制」がひき続き行なわれているなかで、「分組管理制」が実施されるようになったが、この二つの制度がどのように組み合わせられているのかという具体的な関連にほとんど言及されていないため、著者は「分組管理制」導入の意義の一つとして「農民のなかで集団主義精神をつちかい、かれらを共産主義思想で教育するうえでも巨大な優越性をもっている」(160ペー

ジ)とのべているのであるが、なぜそうなのかという点で説得力を弱くしているように思う。

なお、朝鮮民主主義人民共和国が「朝鮮民主主義共和国」となっている(32ページ)ほか、若干のミスプリントと思われる点がある。

### III

以上で、本書の概要と私がすぐれていると思った点、疑問に感じた点についてのべてきた。

疑問に思った点は、こまかい点にまでわたって列挙したが、さきにものべた通り、全体的にみた本書のよさからみれば、本書のもつ基本的な意義をそこなうものではない。

本書を読まれる人は、解放後の北朝鮮農業が、比較的スムーズに、順調に発展し、それほど苦労なく今日の段階に達したという印象をうけるのではないかと思う。実際には、たとえば農業協同化を一つとってみても、それを実現する過程において、指導者あるいは農民もさまざまな困難に直面し、それを一つ一つ克服してきたといえるであろう。

本書の性格からみて、それらの点について、より詳しい叙述を求めることはもちろん無理なことである。

こうした点から考えれば、本書はまた、今後、個々の問題の研究を深めたい人々に、好個の入門書の役割も果たしてくれると思う。

限られたスペースの中で、十分に紹介することはできないということも合わせて、1人でも多くの人が、直接読まれることをおすすめしたい本の一つである。

(調査研究部 桜井 浩)

### \* \* \* 訂 正

本誌、第13巻、第1号の川村嘉夫、書評 満鉄調査部編『支那抗戦力調査報告』に以下のような誤りがありましたので訂正しておわびします。

	誤	正
P. 89(左, 下から1行目)	貝 島	→ 具 島
" (右, 上から8行目)	"	"
" (右, 上から12行目)	"	"
P. 90(左, 上から10行目)	"	"
" (左, 下から15行目)	"	"
P. 91(左, 下から13行目)	"	"
P. 94(左, 下から10行目)	"	"
P. 96(右, 上から12行目)	"	"